

文京1丁目町内会規約

2019年4月14日 改正版

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、文京1丁目町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

(構成)

第2条 本会は、文京1丁目町内会に住居する各世帯（以下「会員」という）をもって構成する。

(目的及び事業)

第3条 本会は、会員が相互の理解と信頼のもとに明るく・住みよい環境を作り、住民（会員）の福祉を増進する事を目的とする。そのため次の事業を行う。

- (1) 町内会の親睦及び厚生活動に関する事。
- (2) 社会福祉事業に関する事。
- (3) 火災・盗難及び交通事故等の災害防止に関する事。
- (4) 青少年の健全な育成に関する事。
- (5) 環境及び保健衛生に関する事。
- (6) 女性の社会活動に関する事。
- (7) 体育振興に関する事。
- (8) その他、地域住民の福祉に関する事。

第2章 組 織

(役員)

第4条

1. 本会は、文京1丁目町内会活動を円滑に推進させるため、次の役員を置く。

- | | | | | |
|-------------------|-----|------|-----|------|
| (1) 会 | 長 | 1名 | | |
| (2) 副 | 会 長 | 2名以上 | | |
| (3) 監 | 査 | 2名 | | |
| (4) 総 務 部 長 | 1名 | | 副部長 | 1名以上 |
| (5) 会 計 部 長 | 1名 | | 副部長 | 1名以上 |
| (6) 福 祉 文 化 部 長 | 1名 | | 副部長 | 1名以上 |
| (7) 環 境 部 長 | 1名 | | 副部長 | 1名以上 |
| (8) 防 犯 防 災 部 長 | 1名 | | 副部長 | 1名以上 |
| (9) 青 少 年 体 育 部 長 | 1名 | | 副部長 | 1名以上 |
| (10) 女 性 部 長 | 1名 | | 副部長 | 1名以上 |
| (11) 民生委員児童委員 | 2名 | | | |

2. 役員は、他の役員を兼ねることができる。

(役員を選出)

第5条

1. 役員を選出は、輪番制により、選出するものとし、総会において承認を受けるものとする。
2. 役員を選出は輪番制のほかに推薦（自薦・他薦）による選出も可とし、総会において承認を受けるものとする。

(役員任期)

第6条

1. 役員任期は、1年（4月1日～翌年3月31日迄）とする。ただし再任を妨げない。
2. 役員は、任期終了にあっても後任者が事務を引き継ぐまでは、その任務を行う。
3. 役員に、欠員が生じた場合は、役員意見を聴いて会長が後任者を決定し、任期は残任期間とする。
4. 各役員活動が一定以上の活動として役員会においてみとめられる場合、役員報酬を支給する。

(役員任務)

第7条

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故等に遭ったときは、その職務を代行すると共に各部の業務を補佐する。
3. 監査は、会計及び会の備品等を年1回監査し、その結果を総会において報告する。
4. 各部部長は、相互に協力して、次の業務を行い、副部長は部長を補佐する。

(1) 総務部長

- ア 会議の運営に関する事。
- イ 渉外及び総務に関する事。
- ウ 会員の名簿及び貸出簿の整理保管及び備品台帳の整理保管に関する事。
- エ 会議の議事録に関する事。
- オ その他各部に属さない事業の企画調整に関する事。

(2) 会計部長

- ア 町内会費の出納・管理に関する事。
- イ 予算の作成・決算報告に関する事。
- ウ その他会計に関する事。

(3) 福祉文化部長

- ア 社会福祉事業の計画・伝達及び社会福祉協議会との連絡に関する事。

- イ 民生委員児童委員との関係及び協力に関すること。
- ウ シニアクラブに関すること。
- エ 文化活動等の計画・普及・振興に関すること。

(4) 環境部長

- ア 大掃除等の環境整備計画の指導に関すること。
- イ 資源回収事業の推進及び施策に関すること。

(5) 防犯防災部長

- ア 少年少女消防クラブ及び千歳市少年消防クラブ育成連絡協議会活動に関すること。
- イ 防犯・交通事故防止に関すること。
- ウ 火災予防に関すること。
- エ その他、地域の安全活動に関すること。

(6) 青少年体育部長

- ア 子ども会及び千歳市子ども会育成連合会活動に関すること。
- イ 体育クラブの企画・調整及び広報活動に関すること。

(7) 女性部

- ア 女性の社会活動に関すること。
- イ 女性の文化の活動に関すること。
- ウ その他、女性の地位向上に関すること。

(会 議)

第8条 本会議は、総会・役員会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

第9条

1. 総会は、役員及び町内会員をもって構成し、毎年4月に開催する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。
2. 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。
3. 総会の議題は、決算報告・事業の経過報告及び新年度の事業計画（行事）予算等を含ませるものとする。
4. 本会の予算及び規約の変更は、総会の決議を経なければならない。また、予算の補正は、役員会の決議を必要とする。

(役 員 会)

第10条

1. 役員会は、毎月1回開催する。又その他会長が必要に応じて招集する。

(会 計)

第11条

1. 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。
2. 本会の経費は、会費・その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第 12 条

1. 会費は、毎月末までに納入するものとする。
2. 新規加入者は、加入月の翌月から納入するものとし、退会者は、退会月の前月まで納入するものとする。
3. 会費は、一世帯月額 300円とする。

(弔 慰 金)

第 13 条

1. 世帯主が死亡したとき。 10,000円
2. 同居の家族が死亡したとき。 5,000円

(表 彰 等)

第 14 条

1. 表彰の対象は、次の各号によるものとする。
 - ① 本会のために、特別功労及び寄与があった場合
 - ② その他、会長が特に必要と認めた場合
2. 前項に該当するときは、感謝状または記念品を贈呈する。
3. 表彰等の選考は役員会で行う。

(雑 則)

第 15 条 本規定に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項については、役員会の決議を経て会長が定める。

附則 (制 定) この規約は、平成9年4月7日から施行する。

附則 1 この規約は、平成10年4月19日から施行する。(一部改正)

附則 2 // 平成11年4月4日から施行する。(一部改正)

附則 3 // 平成31年4月14日から施行する。(一部改正)